

2021年 2月15日

各位

東京地品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
サミー株式会社
代表取締役社長 里見 治紀

東京地品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

1. 吸収分割契約の内容

サミー株式会社（以下「分割会社」といいます）及びセガサミーホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます）が 2021 年 1 月 29 日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 796 条第 1 項に定める略式分割となり、承継会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全親会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性等に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 の通りです

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- ・ 2021 年 3 月期決算において希望退職者の募集を行い、約 53 億円の特別損失を計上しております。
 - ・ 2020 年 12 月 18 日付で、不動産 1 件を譲渡する旨の契約を締結いたしました。本譲渡による譲渡益は約 152 億円となります。なお、物件引渡日は、2021 年 3 月 9 日を予定しております。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は承継会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

https://www.segasmmy.co.jp/japanese/ir/library/pdf/printing_yuhou/2021/202103_3q_yuho.pdf

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・ 保有していた株式会社サンリオの全株式 9,456,800 株を売却いたしました。

【取引概要】

- ① 2020 年 11 月 4 日付 株式会社バンダイナムコホールディングスとのクロストレードにより 3,000,000 株を売却
- ② 2020 年 11 月 5 日付 株式会社サンリオ自己株式取得募集への応募及び取引実行により 3,000,000 株を売却
- ③ 2020 年 11 月 6 日以降、証券会社を通じたブロックトレードにより 3,456,800 株を売却

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、分割会社及び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

吸収分割契約書



セガサミーホールディングス株式会社（以下「甲」という）及びサミー株式会社（以下「乙」という）は、乙が有する権利義務の一部を甲が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、別紙1記載の部門（以下「本件部門」という）に係る第6条第1項記載の権利義務を乙から甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条（分割当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 承継会社（甲）

商号：セガサミーホールディングス株式会社

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

住友不動産大崎ガーデンタワー

(2) 分割会社（乙）

商号：サミー株式会社

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

住友不動産大崎ガーデンタワー

第3条（吸収分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2021年（令和3年）4月1日とする。ただし、甲及び乙は、本件分割の手続進行上の必要性その他の理由により、別途協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第4条（甲が本件分割に際して交付する金銭等）

甲は、本件分割に際し、乙に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第5条（分割により変動する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額）

本件分割により変動する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

資本金の額は、変動しない。

(2) 資本準備金

資本準備金の額は、変動しない。

(3) 利益準備金

利益準備金の額は、変動しない。

第6条（分割により承継する権利義務）

1. 甲が本件分割により効力発生日に、乙から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は別紙2記載のとおりとする。
2. 本件分割による乙から甲への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（分割条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由により、資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合及び本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、別途協議し合意の上、本契約の内容を変更又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年（令和3年）1月29日

甲：東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀



乙：東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
サミー株式会社
代表取締役社長 里見 治紀



本件分割の対象となる部門

- (1) 遊技機宣伝機能を除く広報部門
- (2) ライツ推進部
- (3) コーポレート本部に属する部門
- (4) 内部統制室

承継権利義務明細表

(1) 承継する資産

本件部門に関する以下の資産

- ① 流動資産：なし
- ② 固定資産：本件部門が保有、管理する美術品並びに伊豆保養所及び軽井沢保養所に関する資産

(2) 承継する負債

本件部門に関する以下の負債

- ① 流動負債：なし
- ② 固定負債：本件部門の業務に主として従事する乙の従業員全員に係る退職給付引当金

(3) 承継する契約

ア 甲が承継する雇用契約は、本契約締結日現在において乙の本件部門の業務に主として従事し、かつ効力発生日の前日まで引き続き本件部門の業務に主として従事する乙の従業員全員に係る雇用契約とする。但し、効力発生日の前日までに分割会社及び本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

(対象者は別途合意)

イ 乙の本件部門の事業に関して乙が取引先との間で締結している契約については、伊豆保養所及び軽井沢保養所に関する契約上の地位及び権利義務についてのみ承継する。

第45期 計 算 書 類

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

サミ一株式会社

貸借対照表

[2020年3月31日現在]

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	115,170	流動負債	29,925
現金及び預金	72,195	電子記録債権	6,159
受取手形	2,684	買掛金	1,425
電子記録債権	1,929	未払金	4,017
売掛金	8,295	未払費用	4,085
商品及び製品	321	未払法人税等	1,291
原材料及び貯蔵品	15,428	未払消費税等	1,024
前払渡り金	3,084	預り金	70
前払費用	208	関係会社預り金	10,018
短期貸付金	12	役員賞与引当金	87
未収入金	45	賞与引当金	1,482
関係会社預け金	10,768	その他の	262
その他の	223		
貸倒引当金	△ 28		
固定資産	87,975	固定負債	6,411
有形固定資産	25,027	長期未払金	723
建物及び付属設備	10,554	退職給付引当金	1,389
構築物	283	長期預り保証金	3,977
機械及び装置	874	その他の	321
車両運搬具	7		
工具器具備品	1,704		
土地	11,077		
建設仮勘定	526		
無形固定資産	591	負債合計	36,337
ソフトウェア	410		
ソフトウェア仮勘定	142	(純資産の部)	
特許権	10	株主資本	166,854
電話加入権	10	資本	18,221
その他の	17	資本剰余金	21,207
投資その他の資産	62,356	資本準備金	19,211
投資有価証券	1,524	その他資本剰余金	1,996
関係会社株式	20,920	利益剰余金	127,425
出資金	40	利益準備金	310
長期貸付金	3,409	その他利益剰余金	127,114
長期営業債権	53	特別償却準備金	17
長期前払費用	39	繰越利益剰余金	127,096
敷金及び保証金	221		
繰延税金資産	2,739	評価・換算差額等	△ 44
金銭的信託	3,600	その他有価証券評価差額金	△ 44
関係会社長期預け金	30,000		
その他の	380		
貸倒引当金	△ 573		
資産合計	203,146	純資産合計	166,809
		負債及び純資産合計	203,146

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：百万円)

科 目		金 額	
I	売上高		97,361
II	売上原価		46,484
	売上総利益		50,877
III	販売費及び一般管理費		36,455
	営業利益		14,421
IV	営業外収益		
	受取利息	223	
	受取配当金	901	
	受取賃借料	285	
	その他の	53	1,464
V	営業外費用		
	支払利息	12	
	固定資産除却損	33	
	投資事業組合運用損失等	269	
	その他の	154	468
	経常利益		15,416
VI	特別利益		
	固定資産売却益	2,914	2,914
VII	特別損失		
	投資有価証券評価損	0	
	ゴルフ会員権評価損	2	3
	税引前当期純利益		18,327
	法人税、住民税及び事業税	4,786	
	法人税等調整額	108	4,894
	当期純利益		13,433

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 〕

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期末残高	18,221	19,211	1,996	21,207	310	34	119,150	119,494	158,924
当期変動額									
当期純利益							13,433	13,433	13,433
特別償却準備金の取崩						△ 16	16	-	-
剰余金の配当							△ 5,502	△ 5,502	△ 5,502
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 16	7,946	7,930	7,930
当期末残高	18,221	19,211	1,996	21,207	310	17	127,096	127,425	166,851

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	221	221	159,145
当期変動額			
当期純利益			13,433
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			△ 5,502
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 266	△ 266	△ 266
当期変動額合計	△ 266	△ 266	7,663
当期末残高	△ 44	△ 44	166,809

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの： 決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの： 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

： 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

(2) 賞与引当金

： 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

： 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

： 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、翌期に一括費用処理しております。
また、過去勤務費用は、発生時に一括費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、2020年4月7日に日本においても緊急事態宣言が発令されております。これにより当社においては、部材調達の遅れや開発スケジュールの変更が発生しております。

そのため、当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも6月末まで続くものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定に用いるなど、一定の仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌会計年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

II 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」に区分掲記しておりました「有価証券利息」(当事業年度0百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,431 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	504 百万円
長期金銭債権	3,197 百万円
短期金銭債務	6,072 百万円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	835 百万円
仕入高	19,849 百万円
販売費及び一般管理費	8,779 百万円
営業取引以外の取引高	1,214 百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

種 類	発行済株式の数 (株)
普 通 株 式	84,658,430
計	84,658,430

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 臨時株主総会	普通株式	2,751	32円50銭	2019年 3月31日	2019年 5月27日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	2,751	32円50銭	2019年 9月30日	2019年 11月25日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年5月13日開催の臨時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額	2,819百万円
② 1株当たりの配当額	33円30銭
③ 基準日	2020年3月31日
④ 効力発生日	2020年5月28日

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	241百万円
賞与引当金否認額	453百万円
貸倒引当金繰入超過額	184百万円
棚卸資産評価損否認額	595百万円
販売手数料否認額	35百万円
退職給付引当金否認額	398百万円
役員退職慰労未払金否認額	221百万円
減価償却超過額	287百万円
一括償却資産限度超過額	40百万円
減損損失否認額	1,848百万円
ゴルフ会員権評価損否認額	41百万円
投資有価証券評価損否認額	11百万円
関係会社株式評価損否認額	1,189百万円
その他有価証券評価差額金	19百万円
その他	513百万円
繰延税金資産小計	6,083百万円
評価性引当額	△3,248百万円
繰延税金資産合計	2,834百万円

繰延税金負債

その他	94百万円
繰延税金負債合計	94百万円
繰延税金資産の純額	2,739百万円

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、安全性の高い金融資産で資金を運用しております。

受取手形及び電子記録債権並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、「債権管理規程」に沿った管理によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券に含まれる上場株式は四半期ごとに時価の把握を行っておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注2)に記載しているため、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	72,195	72,195	-
(2) 受取手形	2,684	2,684	-
(3) 電子記録債権	1,929	1,929	-
(4) 売掛金	8,295	8,295	-
(5) 関係会社預け金(※1)	40,768	40,782	14
(6) 投資有価証券	897	897	-
(7) 貸付金(※2)	3,421	-	-
貸倒引当金(※3)	△513	-	-
差引	2,907	2,907	-
(8) 長期営業債権	53	-	-
貸倒引当金(※3)	△53	-	-
差引	-	-	-
資産計	129,680	129,694	14
(1) 電子記録債務	6,159	6,159	-
(2) 買掛金	1,425	1,425	-
(3) 未払金	753	753	-
(4) 未払費用	4,085	4,085	-
(5) 関係会社預り金	10,018	10,018	-
負債計	22,441	22,441	-

(※1) 関係会社預け金は、貸借対照表の関係会社預け金及び関係会社長期預け金の合計額を記載しております。

(※2) 貸付金は、貸借対照表の短期貸付金及び長期貸付金の合計額を記載しております。

(※3) 貸付金及び長期営業債権は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 関係会社預け金

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。その他の関係会社預け金については、固定金利により、主に元利金の合計額を同様の新規預け入れにおいて想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 投資有価証券

これらについては、株式等は取引所の価格を時価としており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(7) 貸付金

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。その他の貸付金については、割引現在価値法を用いて元利金の合計額から時価を算定しております。なお、割引率は新規に貸付を行った場合に想定される利率を採用しております。

(8) 長期営業債権

長期営業債権については、全額貸倒引当金を計上しております。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	626
関係会社株式	20,920
金銭の信託	3,600
長期預り保証金	3,977

投資有価証券、関係会社株式のうち、市場価格のないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

また、金銭の信託、長期預り保証金は市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	セガサミー ホールディ ングス株式 会社	被所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	4,149	未払費用	380
				CMS取引 利息の受取 (注2)	177	関係会社 預け金	10,768
						関係会社 長期預け金	30,000
						未収利息	52
				連結納税	—	未払金	3,264
				剰余金の配当 (注3)	5,502	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料の支払については、グループ会社経営管理のための必要経費を基準として、合理的な判断に基づき公正かつ適性に決定しております。

(注2) CMSの金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 内部留保金とのバランスを考慮し、利益水準・財政状態等を総合的に勘案して決定しております。

② 子会社及び関連会社等

種類	会社名	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ロデオ	所有 直接100%	役員の兼任	資金の預り 利息の支払 (注1)	3 3	関係会社 預り金	3,806
子会社	タイヨーエ レック株式 会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の預り 利息の支払 (注1) 配当金の受取 (注2)	6 6 338	関係会社 預り金 —	6,211 —
子会社	株式会社 銀座	所有 直接90% 間接10%	役員の兼任	配当金の受取 (注2)	521	—	—
子会社	株式会社サ ミーネット ワークス	所有 直接100%	役員の兼任	資金の預り 資金の返還 利息の支払 (注1)	2 4,012 2	関係会社 預り金	—
関連会社	株式会社 ジーク	所有 直接50%	役員の兼任 資金の援助 仕入先	遊技機部品の仕入 資金の貸付 (注3) 貸付金の回収 (注3) 利息の受取 (注3)	13,344 2,213 2,650 39	買掛金 長期貸付金	159 2,859

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 配当金の受取については、子会社の財政状態等を勘案して決定しております。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1～5年、元金は期日一括返済、利息は年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

③ 役員及び個人主要株主等

種類	会社名	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	有限会社エ フエスシー	被所有 間接5.8%	損害保険の 代理	保険料の支払 (注1)	17	前払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格の算定は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社または重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

セガサミーホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,970円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 158円67銭 |

第45期 計算書類 附属明細書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

サミー株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物及び付属設備	12,270	104	(※1) 1,211	608	10,554	6,487	17,042
	構 築 物	332	-	8	39	283	592	876
	機 械 及 び 装 置	969	355	7	442	874	5,339	6,214
	車 両 運 搬 具	1	6	-	0	7	6	13
	工 具 器 具 備 品	1,818	(※2) 2,094	28	2,179	1,704	19,005	20,709
	土 地	11,242	-	164	-	11,077	-	11,077
	建 設 仮 勘 定	591	60	125	-	526	-	526
	計	27,225	2,620	1,547	3,271	25,027	31,431	56,459
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	554	150	2	293	410		
	ソフトウェア仮勘定	45	124	27	-	142		
	特 許 権	13	-	-	2	10		
	電 話 加 入 権	10	-	-	-	10		
	そ の 他	19	-	-	2	17		
	計	643	275	29	297	591		

(※1) 建物及び付属設備の当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

名古屋駅前ビル売却に伴う減少 1,211百万円

(※2) 工具器具備品の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

金型の取得による増加 1,552百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	608	8	2	11	602
役 員 賞 与 引 当 金	84	87	84	-	87
賞 与 引 当 金	1,074	1,482	1,074	-	1,482
退 職 給 付 引 当 金	1,230	728	-	569	1,389

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額その他は、回収による戻し入れによるものであります。

2. 退職給付引当金の当期減少額その他は、確定給付企業年金への掛金の拠出によるものであります。

3. 引当金の計上理由及び額の算定方法については、個別注記表 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

3. 引当金の計上基準 にて記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	1,536	
設 置 委 託 手 数 料	816	
荷 造 運 送 費	266	
広 告 宣 伝 費	1,261	
見 本 費	437	
役 員 報 酬	226	
従 業 員 給 与 手 当	2,251	
派 遣 人 件 費	91	
賞 与	443	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	87	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	607	
退 職 給 付 費 用	386	
法 定 福 利 費	576	
福 利 厚 生 費	98	
通 勤 費	53	
減 価 償 却 費	245	
研 究 開 発 費	17,116	
修 繕 費	62	
水 道 光 熱 費	54	
賃 借 料	597	
通 信 費	94	
租 税 公 課 等	751	
保 険 料	25	
支 払 手 数 料	3,292	
支 払 経 営 指 導 料	4,149	
寄 付 金	8	
消 耗 品 費	99	
少 額 備 品 費	4	
会 議 費	28	
接 待 交 際 費	203	
旅 費 交 通 費	200	
事 務 用 品 費	18	
研 修 費	36	
募 集 費	33	
図 書 費	9	
諸 償 却 費	109	
廃 棄 費	3	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4	
貸 倒 損 失	2	
支 払 リ ー ス 料	100	
諸 会 費	24	
雑 費	35	
計	36,455	

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

サミー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

新田秀敏 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

関口男也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

上野陽一 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サミー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬に

よる重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2020年5月12日

サミ一株式会社
代表取締役社長 里見 治紀 殿

サミ一株式会社

常勤監査役 笠 富士人

常勤監査役 稲岡 和昭
(社外監査役)

監査役 青木 茂

監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規程に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役の協議で定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、本社管轄部門及び子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
財務報告に関する内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利
益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについ
ての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

サミー株式会社

常勤監査役

笠 富士人 

常勤監査役
(社外監査役)

箱岡和昭 

監査役

青木 良 

第45期 事 業 報 告

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

サミー株式会社

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

遊技機業界におきましては、一般財団法人保安通信協会（略称：保通協）における型式試験適合率が低調で推移し、また、パチンコ・パチスロともに規則改正に対応した遊技機（新規則機）の導入も引き続き低調に推移しております。一方で、パチスロ遊技機において、日本電動式遊技機協同組合（略称：日電協）及び日本遊技機工業組合（略称：日工組）の自主規制が見直されたほか、パチンコ遊技機でも、遊技機に関する技術上の規格解釈基準が変更されるなど、遊技性の幅が拡大し、市場活性化への期待が高まっています。

このような状況の中、当社パチスロ遊技機事業におきましては、大型タイトル『パチスロ北斗の拳 天昇』などの販売好調により、前期を上回る販売実績となりました。パチンコ遊技機におきましては、『P 北斗の拳8 覇王』などの販売は堅調に推移しましたが、パチンコ遊技機全体としては前期を下回る販売実績となりました。

以上の結果、当期の業績は売上高 973 億 61 百万円（前期比 9.2%の増加）、経常利益 154 億 16 百万円（同 99.2%の増加）、当期純利益は 134 億 33 百万円（同 116.9%の増加）となりました。

(2) 主要な事業内容

当社はパチスロ遊技機、パチンコ遊技機の開発・製造・販売を主な事業としております。

《パチスロ遊技機事業》

パチスロ遊技機事業におきましては、「北斗の拳」シリーズの最新作で、6号機屈指の瞬発力を秘めた高純増AT機『パチスロ北斗の拳 天昇』が5万台を超えるヒットを記録。5号機でも人気を博した機械の後継機「パチスロ交響詩篇エウレカセブン3 HI-EVOLUTION ZERO」や「パチスロ〈物語〉シリーズ セカンドシーズン」等の販売が堅調に推移し、パチスロ遊技機全体で123千台（前期比 56千台の増加）の販売となりました。

以上の結果、売上高は541億41百万円（前期比 118.5%の増加）となりました。

パチスロ遊技機の主要販売機種及び販売台数

機種名	(製造元)	販売台数
パチスロ北斗の拳 天昇	(タイヨーエレック)	59千台
パチスロ交響詩篇エウレカセブン3 HI-EVOLUTION ZERO	(サミー)	21千台
パチスロ〈物語〉シリーズ セカンドシーズン	(タイヨーエレック)	13千台
パチスロディスクアップ	(銀座)	13千台
パチスロあの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。	(サミー)	9千台
その他		6千台
合計		123千台

《パチンコ遊技機事業》

パチンコ遊技機事業におきましては、「北斗の拳」シリーズ伝統の出玉感を継承し、10R大当たり+小当たり RUSH による次世代型 HYPER BONUS を搭載した『P 北斗の拳 8 霸王』や、人気アニメをモチーフとした『P あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。』、前作のゲーム性を踏襲し更なる神化を遂げた『P ビッグドリーム 2 激神』等の販売を行いました。一部タイトルの販売を来期へスライドした影響等により、パチンコ遊技機全体で 104 千台（前期比 55 千台の減少）の販売となりました。

以上の結果、売上高は 374 億 41 百万円（前期比 37.5%の減少）となりました。

パチンコ遊技機の主要販売機種及び販売台数

機種名	(製造元)	販売台数
P 北斗の拳 8 霸王	(サミー)	32千台
あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。シリーズ	(サミー・銀座)	19千台
P ビッグドリーム 2 激神	(銀座)	14千台
P 蒼天の拳 双龍	(サミー)	8千台
七つの大罪 シリーズ	(サミー)	8千台
その他		21千台
合計		104千台

《その他の事業》

その他の事業におきましては、遊技機部品の販売、業務用アミューズメント機器の販売、当社遊技機等のIPを活用したライセンス業務等を行いました。

以上の結果、売上高は57億78百万円（前期比30.6%の増加）となりました。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資額は27億35百万円であります。投資の主な内訳は、金型治具になります。

(4) 資金調達の状況

当期において、新たな資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

当社は市場環境の悪化や同業他社との競争激化といった厳しい環境下においても、セガサミーグループの中核事業として、高い収益性を維持するため、経営資源の有効活用や社員の育成政策を推し進め、長期的に成長し続ける強い企業体質を構築いたしました。

今後、あらゆる技術革新を経て4号業界の構造が変化していくことを見据え、臨機応変な事業改革への対応が可能な環境を整えてまいります。

パチスロ遊技機事業におきましては、これまで長年にわたり培ってきた技術力と創造力を結集し、今後の業界標準となるべく新機種の開発を通じて引き続き市場を牽引してまいります。

パチンコ遊技機事業におきましては、ユーザーのニーズが多様化する一方で、遊技機の画一化がユーザー離れの一因となっていることを踏まえ、サミーならではの発想を活かしたバラエティに富んだ新機種の供給を通じてユーザーの裾野拡大を図ってまいります。

また、株式会社ユニバーサルエンターテインメントと共同設立した株式会社ジークからパチスロ遊技機の筐体を購入することで、部品・ユニットレベルでの共通化や共同購買による原価低減を図るとともに、リユース対象品の増加などを推し進め、収益の最大化を目指してまいります。

(6) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期 (当期)
	〔自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日〕	〔自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日〕	〔自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日〕	〔自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日〕
売 上 高(百万円)	133,213	93,433	89,158	97,361
経 常 利 益(百万円)	22,323	8,500	7,741	15,416
当 期 純 利 益(百万円)	15,904	5,835	6,193	13,433
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	187.86	68.93	73.16	158.67
総 資 産(百万円)	211,070	182,728	196,447	203,146
純 資 産(百万円)	157,900	157,431	159,145	166,809

- (注) 1. 第42期は、『パチスロ 北斗の拳 修羅の国篇』や『パチスロ コードギアス 反逆のルルーシュ R 2』などを販売し、前期を上回る販売実績となりました。一方、パチンコ遊技機事業におきましては、『ぱちんこCR蒼天の拳天婦』や『ぱちんこCRモンスターハンター4』などは堅調に推移しましたが、パチンコ遊技機全体として前期を下回る販売実績となりました。以上の結果、売上高1,332億13百万円、経常利益223億23百万円、当期純利益は159億4百万円となりました。
2. 第43期は、『パチスロ北斗の拳新伝説創造』や『パチスロ 獣王 王者の覚醒』などは堅調に推移しましたが、パチスロ遊技機全体としては前期を下回る販売実績となりました。一方、パチンコ遊技機事業におきましては、『ぱちんこCR北斗の拳7転生』や『ぱちんこCR蒼天の拳 天婦 シリーズ』などを販売し、前期を上回る販売実績となりました。以上の結果、売上高934億33百万円、経常利益85億0百万円、当期純利益は58億35百万円となりました。
3. 第44期は、『パチスロ蒼天の拳 朋友』や『パチスロディスクアップ』などは堅調に推移しましたが、パチスロ遊技機全体としては前期を下回る販売実績となりました。一方、パチンコ遊技機事業におきましては、『ぱちんこCR真・北斗無双 第2章』や『ぱちんこCR北斗の拳7 シリーズ』などを販売し、前期を上回る販売実績となりました。以上の結果、当期の業績は売上高891億68百万円、経常利益77億41百万円、当期純利益は61億93百万円となりました。
4. 第45期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場

名 称	所在地（都道府県）	所在地（区/市/町）
本 社	東 京 都	品 川 区
札 幌 支 店	北 海 道	札 幌 市 白 石 区
仙 台 支 店	宮 城 県	仙 台 市 若 林 区
北 関 東 支 店	埼 玉 県	さいたま市大宮区
東 京 支 店	東 京 都	台 東 区
名 古 屋 支 店	愛 知 県	名 古 屋 市 北 区
大 阪 支 店	大 阪 府	大 阪 市 浪 速 区
広 島 支 店	広 島 県	広 島 市 南 区
福 岡 支 店	福 岡 県	福 岡 市 博 多 区
東 京 営 業 所	東 京 都	台 東 区
川 越 工 場	埼 玉 県	川 越 市
サミーロジスティクスセンター	埼 玉 県	川 越 市
札 幌 P R セ ン タ ー	北 海 道	札 幌 市 白 石 区
関 西 流 通 セ ン タ ー	大 阪 府	大 阪 市 住 之 江 区
九 州 P R セ ン タ ー	福 岡 県	糟 屋 郡 宇 美 町

② 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,366 名 (8 名増)	40.98 才	13.75 年

(注) 上記には出向社員 205 名が含まれており、出向受け社員 17 名は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はセガサミーホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を100%保有しております。

② 親会社との取引に関する事項

当社は親会社に対して、親会社からの経営指導に伴う対価の支払を行っており、当該支払においてはグループ会社経営管理のための必要経費を基準として、合理的な判断に基づき公正かつ適性に決定しております。

当社の親会社からの独立性の観点では、事業運営は、当社の取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいており、適切な経営及び事業活動を行っております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社ロデオ	100 百万円	100.0%	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクト株式会社	100 百万円	100.0%	遊技機の開発・製造・販売
株式会社銀座	10 百万円	100.0%	遊技機の開発・製造・販売
株式会社サミーネットワークス	100 百万円	100.0%	ゲーム・音楽コンテンツの配信

(注) 株式会社銀座の出資比率には、間接保有を含んでおります。

2. 株式に関する事項

- | | | |
|-----------------|------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000 株 |
| (2) 発行済株式総数 | 普通株式 | 84,658,430 株 |
| (3) 当期末の株主数 | | 1 名 |
| (4) 上位10名の株主の状況 | | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
セガサミーホールディングス株式会社	84,658,430	100.00

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
里 見 治	代 表 取 締 役 会 長	セガサミーホールディングス株式会社 代表取締役会長グループ CEO
里 見 治 紀	代 表 取 締 役 社 長 CEO	セガサミーホールディングス株式会社 代表取締役社長グループ COO 株式会社サミーネットワークス 代表取締役会長
星 野 歩	代 表 取 締 役 常 務	研究開発統括本部長 株式会社ジューグ 代表取締役社長
熊 谷 俊 己	常 務 取 締 役	営業本部管掌
炭 谷 和 広	取 締 役	生産統括本部長 兼 生産企画本部長 兼 製造本部長
岩 堀 和 男	取 締 役	研究開発統括本部知財・渉外本部長
福 島 徹 矢	取 締 役	社長室長
徳 村 憲 一	取 締 役	研究開発統括本部 P S 研究開発本部長 株式会社サミーネットワークス 代表取締役社長
田 中 宏 孝	取 締 役	研究開発統括本部 P C 研究開発本部長
笠 富 士 人	常 勤 監 査 役	株式会社サミーネットワークス 監査役
稲 岡 和 昭	常 勤 監 査 役	
青 木 茂	監 査 役	セガサミーホールディングス株式会社 常勤監査役

(注) 1. 取締役 甘利祐一は、2019年10月15日付にて辞任しております。

2. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として
執行役員制度を導入しております。執行役員は、次の11名であります。

(2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当
高 橋 真	上 席 執 行 役 員	セガサミーホールディングス株式会社 上席執行役員
後 藤 正 人	上 席 執 行 役 員	営業本部長
工 藤 レイ	上 席 執 行 役 員	社長室副室長 セガサミーホールディングス株式会社 執行役員
山 崎 智 民	執 行 役 員	研究開発統括本部開発推進本部長
高 橋 公 一	執 行 役 員	コーポレート本部長 セガサミーホールディングス株式会社 執行役員
江利川 勝美	執 行 役 員	生産統括本部購買本部長
木 本 慶	執 行 役 員	研究開発統括本部技術研究開発本部長
桑 田 貴 司	執 行 役 員	営業本部副本部長
橋 本 浩一	執 行 役 員	
藤 島 久 香	執 行 役 員	営業本部副本部長
高 野 興 輔	執 行 役 員	社長室副室長

(注) 1. 代表取締役常務 星野歩、取締役 炭谷和広、取締役 岩堀和男、取締役 福島徹矢、
取締役 徳村憲一、取締役 田中宏孝は、執行役員を兼務しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	10 人	285 百万円	
監 査 役	3 人	26 百万円	
合 計	13 人	311 百万円	

(注) 1. 報酬等の額には、支払予定の役員賞与84百万円（取締役84百万円）を含んでおります。

2. 2010年6月23日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1,200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議されております。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 会社の体制及び方針

当社は、会社法に基づき「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部をなすコンプライアンス体制確立の基礎として、グループC S R憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン（以下「グループ理念・規範」と総称する）を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝える。
- ② 更に、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定められたグループ理念・規範に基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。
- ③ 監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証することで課題の早期発見と是正に努めることとする。
- ④ 反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を社内規程等に定め、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役及び監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 企業秘密その他情報等を適切に管理するため、グループ・マネジメントポリシーの一環として情報管理及びITセキュリティに関する方針並びにITセキュリティに関するガイドラインの周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織に報告する。
- ② 緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを遵守するとともに、当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びセガサミーホールディングスの危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。
これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。
- ② 使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役に報告する体制を確立する。
- ③ 内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。
透明性を維持した的確な対処の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の
適正を確保するための体制

① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者（以下③、④において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の取締役、監査役及び使用人が子会社の取締役及び監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、子会社の情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社と子会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。

ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他セガサミーホールディングス設置のグループコンプライアンス・リスク連絡会議、グループ監査役連絡会等に出席させる等して、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査部門とセガサミーホールディングス内部監査部門との連携による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、子会社各社に取り組みせるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、子会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、子会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役に直属する組織として監査役室を設けることができるものとし、監査役に直属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。
- ② 監査役は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって当てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。
- 当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。

(8) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役に報告しなければならない。

事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社は、いわゆるグループ経営重視の観点から、子会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用（外部アドバイザーの活用費用等含む）の負担を行う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③ 監査役は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

(運用状況の概要)

上記「内部統制システム整備の基本方針」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループミッション、グループCSR憲章、グループ行動規範、グループ・マネジメントポリシー及びグループガイドライン等を定めており、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っております。
- ② 役員は、セガサミーホールディングス㈱が主催する、新任・既存役員向けの各コンプライアンス研修及びSDGs研修に参加しております。
- ③ 監査役は「内部統制システム整備の基本方針(会社法)」の対応について検証しております。
- ④ 反社会的勢力排除の取組みとして、新規取引先及び既存取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックをしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 社内規程、その他情報はイントラネットに開示され、いつでも閲覧可能となっております。
- ② 企業秘密その他情報等の管理体制を強化するため、規程・ガイドラインの改定、管理職を含む全従業員への定期的な情報管理教育と、情報の漏洩し等を実施するとともに、情報管理状況を定期的にモニタリングし、その結果に応じて改善を実施しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営の内外に潜在する重要なリスクを洗い出し、対処すべき課題を明確化して、会社の事業遂行並びに経営資源の損失低減、再発防止に取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会と併せ必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
また、取締役の職務の執行を迅速かつ適切に行うため、役員連絡会で重要案件を事前審議しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① セガサミーホールディングス㈱主催の「グループコンプライアンス・リスク連絡会議」において「リスクやコンプライアンス対策の主要成果及び計画」を報告するとともにその主な内容を役員連絡会で報告しております。
- ② 社員のコンプライアンス意識や知識の向上を目的に、コンプライアンス強化月間を実施し、社員への周知を図っております。
- ③ 内部通報制度に基づき「企業倫理ホットライン」を当社内及び社外の法律事務所に通報窓口として設置するとともに、通報事項に関する事実関係の調査、是正措置、再発防止策の実施、通報者の保護制度を設けております。加えてハラスメント相談窓口の運用を行っております。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ会社への取締役・監査役の派遣並びに各社取締役会への参加、経営状況の把握、経営指導、グループ間での情報共有等を図っております。
- ② 当社とセガサミーホールディングス㈱との関係においても、関係会社管理規程に基づき、重要事項の伝達、報告、共有を行っております。また、内部通報案件、経理不正・誤謬案件についても、それぞれルールに基づき報告しております。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人を1名配し、監査役の指揮命令の下、監査役の職務を補助する体制を構築しています。

(8) 子会社を含む取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役会、役員連絡会等重要会議への監査役の出席、必要に応じて実施する関係各部署等とのミーティング及び取締役へのヒアリングの実施等により、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が監査役に報告される体制を確保しております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査基準では、監査役に報告した者が不利益な取扱いを受けない体制を確保すると定めており、監査役は不利益な取扱いを受けないように監視しております。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生ずる費用（外部アドバイザーの活用費用等含む）は支障なく負担しております。

(11) その他監査役職務の実効性を確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役の意見交換及び意思の疎通のための会合を実施いたしました。
- ② 監査役は、取締役会の他、役員連絡会等に出席し、発言の機会を得ています。
- ③ 監査役は、必要に応じ独自に外部アドバイザーを活用する機会を保障されており、特に監査法人とは密な連携を取っております。